

令和5年第11回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和5年11月7日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和5年11月17日
4. 出席農業委員 17名
1番 佐藤 易廣 ~~2番 柳沼 正治~~ 3番 八巻 長一 4番 寺島 武
5番 渡邊 政幸 6番 菅野 照 7番 鈴木 政浩 8番 穴戸 洋一
9番 阿部 忠幸 10番 浦山 公一 11番 大槻 孝徳 12番 吉田 浩重
13番 大橋 吉成 14番 千葉 利市 ~~15番 長沢 壽幸~~ 16番 佐藤 清光
17番 渡邊 茂 18番 土屋 洋一郎 19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 2名
6. 出席農地利用最適化推進委員 20名
20番 佐藤 輝弥 21番 佐々木 春男 ~~22番 大武 有子~~ 23番 後藤 喜美江
24番 橘 典雄 25番 八島 市蔵 26番 高橋 敏明 27番 菊池 和彦
28番 齋藤 信夫 ~~29番 佐藤 善一~~ 30番 渡邊 みき子 31番 野田 源吉
32番 舟山 健一 ~~33番 引地 秀樹~~ 34番 八城 智広 35番 佐瀬 之人
36番 小賀坂 伸夫 37番 秋葉 武 38番 大和田俊一郎 39番 三浦 秀勝
40番 阿部 良夫 41番 津田 茂 ~~42番 井上 林一~~ 43番 八巻 博
7. 欠席農地利用最適化推進委員 4名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝
主事 菅井あゆみ
9. 会議の提出事項
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画
変更申請について
議案第4号 現況確認証明願いについて
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 あっせん申出について
報告第1号 専決処分の報告について
10. 議 事
議 長 只今から、令和5年第11回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(午後2時20分宣告)
只今の出席委員は、農業委員17名、推進委員20名で定足数に達しております。
よって令和5年第11回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますので、5番、渡邊政幸委員、6番、菅野照委員、以上2名を指名いたします。また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長と菅井主事を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日1日と決定いたします。

議長 それでは、議案審議に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第1号朗読説明)

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、補足説明を申し上げます。

1番は、●●●●さんから●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●●●さんは、トラクター、田植機、スピードスプレヤー、軽トラック、高所作業車などを所有しており、家族で年間450日農業に従事し、許可後の耕作面積は、209aです。通作距離は、自宅から車で1分であります。

2番は、●●●●さんから●●●●さんへ、贈与による所有権の移転です。●●●●さんは、トラクター、耕運機等の農業機械を所有しており、家族で年間660日農業に従事し、許可後の耕作面積は81aです。通作距離は、自宅から車で5分であります。

3番は、●●●●●●さんから●●●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●●●●さんは、トラクター、耕運機の農業機械を所有しており、本人が年間300日農業に従事し、許可後の耕作面積は1aです。申請地は、自宅の前です。新規就農になります。

4番は、●●●●●●さん、●●●●●●さんから、●●●●●●さんへ、売買による所有権の移転です。●●●●●●さんは、トラクター、耕運機、噴霧器、軽トラック等の農業機械を所有しており、家族で年間600日農業に従事し、許可後の耕作面積は138aです。通作距離は、自宅から徒歩で5分であります。

5番は、●●●●●●さんから●●●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●●●●●さんは、トラクター、ポンプ、動力噴霧器、軽トラック等の農業機械を所有しており、家族で年間570日農業に従事し、許可後の耕作面積は、127aです。通作距離は、自宅から徒歩で5分であります。

6番は、●●●●さんから●●●●さんへ、贈与による所有権の移転であります。●●●●さんは、草刈機、噴霧器、軽トラックなどの農業機械を所有しており、家族で年間350日農業に従事し、許可後の耕作面積は45aです。通作距離は、自宅から100mであります。

7番は、●●●●さんから●●●●●さんへ、持分6分の1を贈与による所有権の移転であります。●●●●●さんは、トラクター、噴霧器、草刈機等の農業機械を所有しており、家族で年間220日農業に従事し、許可後の耕作面積は84aです。通作距離は、自宅から車で15分程度の範囲に位置しています。8番は、●●●●●さんから●●●●●さんへ、贈与による所有権の移転であります。●●●●●さんは、トラクター、噴霧器、耕運機、田植機、草刈機、軽トラック等の農業機械を所有しており、家族で年間400日農業に従事し、許可後の耕作面積は72aです。通作距離は、自宅から徒歩で2分であります。

9番は、●●●●●さんから●●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●●●●さんは、トラクター、耕運機、田植機、噴霧器、バインダー、軽トラック等の農業機械を所有しており、本人が年間360日農業に従事し、許可後の耕作面積は190aです。通作距離は、自宅から車で約5分であります。以上、13件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離を満たしていることから、申請書を受理しましたので、委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番の案件について、7番、鈴木政浩調査員、お願いいたします。

7番委員 議案第1号1番の案件について現地調査の結果を報告いたします。●●さんと●●さんには電話で話を伺いました。譲渡人の●●さんはここ数年体を悪くし、仕事ができない状態でした。4年前から譲受人の●●さんに耕作してもらっております。●●さんには長男がおりますが、農業に従事していないため、●●さんに話を持ち掛けたところ了承されたそうです。問題がないと見てまいりました。皆さまのご審議、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の2番の案件について、34番、八城智広調査員、お願いいたします。

34番委員 議案第1号の2番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。11月11日に現地を確認いたしました。昭和大橋よりの農地です。電話にて譲渡人、譲受人に話を伺いました。この農地は、譲渡人の●●さんの祖父が分家する時に譲受人の●●さんの家から譲り受けた土地で、●●さんの祖父の代は耕作してい

ましたが、父の代には農業に従事しなくなりました。耕作放棄地となっているので、隣地を耕作している●●さんが引き受け、野菜を作付けすることにしたそうです。何ら問題ないと見てまいりましたが、皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の3番と4番の案件について、17番、渡邊茂調査員、よろしくお願いいたします。

17番委員 議案第1号の3番と4番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。まず3番の案件ですが、11月11日に、譲渡人、譲受人それぞれを訪問し現地確認いたしました。申請地は譲受人の●●さん宅に接しており、長い間●●さんが耕作していたようです。譲渡人の●●●さんも高齢となり話を持ち掛けたところ、話がまとまったようです。●●さんはこれからも自家用野菜を作っていきたいとのことで、問題のない案件と見てまいりました。次に4番の案件について報告いたします。11月11日に、譲渡人の●●さんへは電話で、譲受人の●●さんは訪問して話を伺いました。譲渡人の●●●さんと●●さんは兄妹ですが、申請地を相続したものの、兄妹ともに遠隔地に居住しており、今後福島へ戻る予定もないため、これまで耕作していた●●さんに売買を持ち掛け、話がまとまったそうです。●●さんはこれからも自家用野菜を作っていきたいとのことで、何ら問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の5番の案件について、36番、小賀坂伸夫調査員、よろしくお願いいたします。

36番委員 議案第1号の5番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。譲渡人の●●●さんとは11月11日に電話で、譲受人の●●さんとは11月12日に現地で直接お会いして話を伺いました。譲渡人の●●●さんは現在●●●に勤務しており、今後農業に従事する予定はないとのことでした。申請地はこれまで知人に耕作してもらっていましたが、その方が高齢を理由に辞退され、引き受け手を探しておりました。そんな折、丁度同じ地区に規模拡大を考えていた●●さんと話がまとまったそうです。申請地には柿と桃が植栽されておりますが、今後は桃を増やしていきたいとのことでした。何ら問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の6番の案件について、10番、浦山公一調査員、よろしくお願いいたします。

10番委員 議案第1号の6番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。11月15日に現地を訪問し、すぐ隣にある譲受人の●●●●さん宅を訪問しました。

自宅の両脇にある狭い農地です。これまでも●●さんが耕作しておりますが、管理は●●●に住む譲渡人の姉が行っておりました。しかしその譲渡人の姉も高齢となったため、●●さんに贈与を持ち掛けたところ、●●さんは家族と相談して、引き受けることにしたそうです。これまでどおり家庭菜園を続けることで、問題のない案件と見てまいりました。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の7番の案件について、32番、舟山健一調査員、お願いいたします。

32番委員 議案第1号の7番の案件について、報告いたします。譲受人の●●さんとは11月10日に電話で、譲渡人の●●さんとは11月12日に電話で確認しました。この家は複雑な事情があり、相続がまとまらないでいました。譲渡人の●●さんは、先妻の息子さん、譲受人の●●さんは後妻の娘さんであり、相続が難航したため私が相談を受けたこともありました。長らく相続がまとまらないでいたのですが、墓じまいを考える中で、現在申請地を管理している●●さんに譲るという考えに至ったそうであります。突然、贈与してもいいとの話になったわけではありますが、●●さんに確認したところ「間違いありません、よろしく願います」とのことでした。●●さんについては、長らく管理していた土地でありますので、何ら問題のない案件と見てまいりました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の8番の案件について、1番、佐藤易廣調査員、お願いいたします。

1番委員 議案第1号の8番の案件について、現地調査の結果報告をいたします。11月9日に現地調査をし、譲受人の●●さんと現地で話を伺いました。譲渡人は譲受人の本家ですが、現在●●●に住んでおり耕作ができないため、伊達市に住む分家の●●さんが引き受けることとしたそうです。何ら問題なく、許可相当と見てまいりましたので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の9番の案件について、6番、菅野照調査員、お願いいたします。

6番委員 議案第1号の9番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。11月15日、譲渡人、譲受人ともに電話でお話を伺いました。申請地は知人に貸していた農地だったのですが、知人が高齢となり返されました。しかし譲渡人の●●●さんも高齢であるため、引き受ける方を探していたところ、親戚である●●●さんが引き受けてくれることとなりました。●●●さんの子供たちが農業に従事する予定がないため、●●●さんと話し合い、売買に至ったそうです。●●●さんも高齢ではありますが、サヤエンドウ、あんぼ柿などを栽培する現役農家

であり、今後も耕作する予定だそうです。●●さんの娘さん夫婦も継続して耕作してくれる意思があるようなので、何ら問題のない案件と見てまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の9件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の9件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 (委員挙手多数)

議長 賛成多数。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の9件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第2号朗読説明)

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、資材置場等敷地への転用であります。所有権の移転、売買になります。農地区分は、農地の連たんが10ha未満であるため、第2種農地となります。第2種農地は、他に代えるべき土地がない場合転用可能となります。本案件は、他に検討した土地があり本申請地が適地であるとの申し出もあることから、転用可能と判断しました。

2番については、建築条件付き売買予定地への転用であります。所有権の移転、売買です。農地区分は、伊達総合支所から800m以内の距離にあり、宅地化率が42.5%ありますので、第2種農地となります。第2種農地は、他に代えるべき土地がない場合転用可能となります。本案件は、他に検討した土地があり本申請地が適地であるとの申し出もあることから、転用可能と判断しました。また、都市計画法第34条第11号に基づく地区計画が設定されている区域に指定されております。

3番については、改良土プラント敷地への転用であります。所有権の移転、売買になります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、既存施設拡張事業は転用可能でありますので、転用可能と判断しました。なお、この申請地は、令和5年6月16日

に開催された第6回農業委員会総会で、農振農用地から除外するのに意見を求められたところであります。

4番については、公共事業受注に伴う、仮設現場事務所、資材置場等敷地への一時転用であります。賃借権の設定8か月であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、一時転用は転用可能であるため 転用可能と判断しました。

5番については、建設残土処理及び農地改良への一時転用であります。使用賃借権の設定4か月であります。農地区分は、10ha以上農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、一時転用は転用可能であるため 転用可能と判断しました。

以上5件とも転用許可可能と判断し申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番と2番の案件について、21番、佐々木春男調査員、お願いいたします。

21番委員 議案第2号の1番と2番の案件について現地調査の結果報告をいたします。11月16日午前9時、伊達ふれあいセンター集合で、鈴木委員、八城推進委員、私と、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。まず1番の案件ですが、場所は伊達橋より南に1kmほど行ったところで、●●●のふもとのところ です。譲受人は自動車整備工場を営んでおり、ここにアルミホイールなどの部品を置くとのことでした。周辺の農地への悪影響もなく許可相当と見てまいりました。次に2番の案件ですが、場所は●●●●●●●●跡地から南に300メートルほど行ったところ です。市街化調整区域ではありますが、地区計画区域内なので、開発が可能な土地です。宅地分譲地になるため、排水等もあり許可相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の3番の案件について、34番、八城智広調査員、お願いいたします。

34番委員 議案第2号の3番の案件について現地調査の結果報告をいたします。11月16日午前9時、伊達ふれあいセンター集合で、鈴木委員、佐々木推進委員、私と、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。場所は昭和大橋の近くで、譲受人の●●●●●●●●の●●●●●●●●に隣接する農地です。改良土プラントの敷地にするということなのですが、排水など、近隣農地へ影響を及ぼさないよう対策をすることです。許可相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の4番の案件について、28番、齋藤信夫調査員、お願いいたします。

28番委員 議案第2号の4番の案件について現地調査の結果報告をいたします。11月16日午前11時、梁川総合支所集合で、八巻委員、渡邊委員、私と、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。公共事業の資材置き場としての一時的な利用であり、許可相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の5番の案件について、10番、浦山公一調査員、お願いいたします。

10番委員 議案第2号の5番の案件について現地調査の結果報告をいたします。11月16日午前10時10分、伊達市役所集合で、長沢委員、後藤推進委員、私と、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。場所は市街中心、●●●●●●●跡地の北にある農地です。周辺は住宅に囲まれ、進入路も少なく出入りの難しい農地であり、地盤よりも低く耕作するには困難な農地です。所有者が盛り土をして利便性を高めたいとのことで、許可相当と見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の5件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の5件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議場 (委員挙手多数)

議長 賛成多数。よって、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の5件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第3号朗読説明)

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」補足説明を申し上げます。

1番につきましては、令和4年12月に転用許可を受けた事案であります。農

た。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第4号の2番の案件について、3番、八巻長一調査員、お願いいたします。

3番委員 議案第4号の2番の案件について現地調査の結果報告をいたします。11月16日午前11時、梁川総合支所集合で、齋藤推進委員、渡邊委員、私と、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。50年ほど前、申請人の父親が分家する際に財産分与でもらった畑だそうであります。しかし申請人は●●●に居住しており、福島県に戻るつもりもないため、耕作者不在のまま山林化して現在に至っております。承認もやむを得ないものと見てまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議長 議案第4号「農現況確認証明願いについて」質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第4号、「現況確認証明願いについて」の2件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第4号「現況確認証明願いについて」の2件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第5号朗読説明)

今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。以上で議案の説明および朗読を終了します。

議長 ありがとうございます。それでは、これより審議に入りますが、議案第5号の所有権移転1番の案件については、委員が当事者となっている案件であります。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。お諮りいたします。議案第5号の所有権移転1番の案件を最後に審議することにし、それ以外の議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る1件、賃借権設定に係る36件、使用貸借権設定に係る2件について、一括審議

することにご異議ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、当事者分1件を除く所有権移転に係る1件、賃借権設定に係る36件、使用貸借権設定に係る2件について、一括審議することにいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の1件を除く、それ以外の所有権移転に係る1件、賃借権設定に係る36件、使用貸借権設定に係る2件について採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議場 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の1件を除く、それ以外の所有権移転に係る1件、賃借権設定に係る36件、使用貸借権設定に係る2件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第5号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転1番の案件について、審議いたします。この案件については、議席番号●番、●●●●委員が当事者になっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号●番、●●●●委員の退席を求めます。

議場 (議席番号●番、●●●●委員 退席)

議長 これより、質疑に入ります。議案第5号、「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転1番の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。採決に移ります。これより、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の、当事者分の所有権移転1番の案件について、採決いたします。本件は、原案のとおり決するに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議場 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転1番の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。それでは、ここで議席番号●番、●●●●委員の退席を解きます。

議場 (議席番号●番、●●●●委員 入室着席)

議長 次に、議案第6号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 (議案第6号朗読説明)

議長 これより、質疑に入ります。議案第6号「あっせん申出について」の4件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第6号、「あっせん申出について」の4件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議長 (委員挙手全員)

議長 賛成全員。よって、議案第6号「あっせん申出について」の4件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくこととなります。それでは、指名させていただきます。1番の案件について、伊達地区担当から21番、佐々木春男推進委員と、34番、八城智広推進委員、2番の案件について、梁川地区担当から24番、橋典雄推進委員と、36番、小賀坂信夫推進委員、3番の案件について、梁川地区担当から28番、齋藤信夫推進委員と、38番、大和田俊一郎推進委員、4番の案件について、霊山地区担当から25番、八島市蔵推進委員と、33番、引地秀樹推進委員をお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、報告第1号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 (報告第1号朗読説明)

議長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議長 「発言なし」の声。

議長 それでは、特に発言がないようですので、報告第1号「専決処分の報告について」を終了します。

議長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年第11回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。(午後3時25分閉会)

- | | | |
|-------------|---------|------|
| 11. 提出事項の顛末 | 議案第 1 号 | 許可決定 |
| | 議案第 2 号 | 許可決定 |
| | 議案第 3 号 | 許可決定 |
| | 議案第 4 号 | 承認決定 |
| | 議案第 5 号 | 承認決定 |
| | 議案第 6 号 | 承認決定 |

12. この会議の議案 この議事録の末尾に綴る。

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____

令和5年11月17日開催

令和5年

第11回伊達市農業委員会定例総会議事録

伊達市農業委員会

